

2012年11月13日

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第7条第1項に規定する説明書類

**第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の
実施に関する方針**

1. 基本的な考え方

当行は、お客さまへの円滑な資金供給を、重要な社会的役割の一つと位置付け、金融円滑化に関するご相談・お申し込みについては、可能な限りご希望の沿うよう真摯な取り組みをしてまいります。

2. お客さまからの貸付条件の変更等の相談・申込みに係る対応方針

- ① 中小企業のお客さまや住宅資金をお借入れになっているお客さまからの新規融資申込みや借入条件の変更等の申込みには、お客さまの実情に応じた適切な審査（借入条件の変更等を行ったあとの新規融資申込みに関する審査を含む）を行うように努めます。
- ② 中小企業のお客さまや住宅資金をお借入れになっているお客さまからの新規融資や借入条件の変更等の相談・申込みに、お客さまにご理解いただけるよう適切かつ十分な説明を行うように努めます。
- ③ 中小企業のお客さまや住宅資金をお借入れになっているお客さまからの新規融資や借入条件の変更等の相談・申込みに対する苦情・要望には、お客さまにご理解いただけるよう適切かつ十分な対応を行うように努めます。
- ④ その他金融仲介機能を積極的に発揮するために必要な事項を適切に行うように努めます。

中小企業のお客さまへの対応

- ⑤ 中小企業のお客さまから特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」という。）の実施の依頼を受けた特定認証紛争解決事業者より当該事業再生ADR手続の実施を依頼するか確認があった場合には、迅速な紛争解決のために当該依頼をするように努めます。
- ⑥ 企業再生支援機構から債権買取申込み又は事業再生計画に従って債権の管理又は処分をすることの同意の求めに適切に対応し、同意に係る事業再生計画について、中小企業のお客さまの貸付条件の変更等に協力するように努めます。
- ⑦ 中小企業のお客さまからの借入条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認、企業再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、他の金融機関や政府系金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会等が関係している場合には、十分に緊密な連携を図るよう努めます。
- ⑧ 中小企業のお客さまに対する経営相談・経営指導及び経営改善に向けての取り組みにおいては、適切かつ十分な支援を行うように努めます。

住宅資金をお借入れのお客さまへの対応

- ⑨ 住宅資金をお借入れになっているお客さまからの借入条件の変更等の申込みに
おいて、他の金融機関や住宅金融支援機構等が関係している場合には、十分に緊
密な連携を図るように努めます。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の 状況を適切に把握するための体制に関する事項

1. 取り組み体制の概要

- ① 執行役会は、金融円滑化を達成するために必要となる管理に関する基本方針（金
融円滑化管理方針）を定め、当行全体に周知させるとともに、金融円滑化管理担
当執行役及び金融円滑化管理責任者を設置いたします。
- ② 当行における金融円滑化管理担当執行役は信用リスクマネジメント担当執行役
とし、金融円滑化管理担当執行役は適正な金融円滑化管理態勢の整備・確立に向
けて、方針及び具体的な方策を検討いたします。
- ③ 金融円滑化管理を統括する金融円滑化管理責任者を、営業部門及び審査/与信管理
部門に設置し、営業部門の金融円滑化管理責任者をコーポレートファイナンスビ
ジネス、リテールバンキングビジネス、グローバルキャピタルマーケットビジネ
ス、法人債権管理の各担当執行役、審査/与信管理部門の金融円滑化管理責任者を
信用リスクマネジメント担当執行役といたします。各金融円滑化管理責任者は各
役割のもと、連帯してその責任を負います。
- ④ 金融円滑化管理責任者は、金融円滑化管理に関する取決めを明確に定めた内部規
程を策定し、金融円滑化管理態勢の整備・確立を行います。

2. 本支店における推進体制および管理体制

- ① 営業部門及び審査/与信管理部門に「金融円滑化対応本部」を設置し、営業部門及
び審査/与信管理部門の役割を明確にし、適切な金融円滑化対応を図る体制を確立
しています。
- ② 営業部門のリーダー（部署長）及びブランチマネージャー（支店長）、審査/与信
管理部門のシニアポートフォリオマネージャー（審査役）を、金融円滑化オフィ
サーとし、個々の条件変更案件に対し、適切な判断をとるとともに、営業担当者・
審査担当者ほか関連する者に対し、適切な指導を行っています。
- ③ お客さまからのご相談は、お客さまの取引部店の営業担当者が相談を受けていま
す。
- ④ 金融円滑化対応本部により金融円滑化管理に係る措置の状況を適切に把握・管理
し、お客さまとの対応記録等の関連する記録は5年間保存します。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る 苦情相談を適切に行うための体制に関する事項

1. お客様の取引部店の営業担当者およびお客様相談室（法務・コンプライアンスグループ）を苦情受付窓口とします。
2. お客様から貸付条件の変更等に関する苦情・相談を受けた場合の対応については、「苦情・相談・紛争対応マニュアル」に則り、適切な対応をします。

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制に関する事項

1. 経営改善計画の策定等が困難な中小企業のお客様に対して、「経営改善支援推進マニュアル」に則り、経営相談・経営指導及びお客様の経営改善に向けた取組みに関する支援を積極的に行います。
2. お客様に経営上の課題等がある場合は、支援内容について真摯な相談・十分な検討を行い、財務管理アドバイス、資産負債最適化の実行支援、ビジネスに関する支援等の経営上の解決策を提案し、経営改善・再建支援を行います。

以上

第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1及び別表2）

（別表1） 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
 【債務者が中小企業者である場合】

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	6,782	13,854	29,101	34,626	40,347	46,565	56,758	63,975	68,429	74,835	83,744	88,462				
うち、実行に係る貸付債権の額	303	5,447	17,095	22,968	30,056	35,770	46,399	53,393	57,434	63,307	69,031	77,398				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	13	5,327	6,820	6,949	6,956	7,122	9,196	9,382	9,391	9,391	9,524	9,546				
うち、審査中の貸付債権の額	6,465	2,750	4,805	4,320	2,772	2,995	454	426	830	1,362	4,414	743				
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	329	380	388	561	677	708	773	773	774	774	774				

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
 [債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	58	182	281	341	401	485	558	622	670	730	815	871				
うち、実行に係る貸付債権の数	7	81	158	222	274	335	410	467	518	564	642	703				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	18	52	69	76	80	89	91	93	93	98	101				
うち、審査中の貸付債権の数	50	62	45	21	17	32	17	20	15	28	30	22				
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	21	26	29	34	38	42	44	44	45	45	45				

第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表3及び別表4）

（別表3） 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	623	1,679	2,414	2,886	3,565	4,255	4,983	5,392	5,814	6,329	6,947	7,179				
うち、実行に係る貸付債権の額	34	667	1,518	1,768	2,226	2,819	3,365	3,808	4,247	4,724	5,230	5,512				
うち、謝絶に係る貸付債権の額	3	113	348	599	599	720	782	782	788	812	812	812				
うち、審査中の貸付債権の額	551	775	355	291	455	316	345	245	222	181	231	132				
うち、取下げに係る貸付債権の額	34	122	191	227	283	400	490	556	556	611	673	722				

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末	平成25年 6月末	平成25年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	32	77	116	141	169	212	249	265	288	317	345	363				
うち、実行に係る貸付債権の数	2	32	64	87	104	138	170	189	212	235	263	277				
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	5	17	24	24	30	32	32	33	34	34	34				
うち、審査中の貸付債権の数	28	32	20	13	21	17	17	11	10	12	10	11				
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	8	15	17	20	27	30	33	33	36	38	41				